

第11次加古川市交通安全計画の策定について

(1) 計画の趣旨

本年3月、国の中央交通安全対策会議において、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5カ年とする「第11次交通安全基本計画」が策定されました。また、本年7月には、兵庫県交通安全対策会議において「第11次兵庫県交通安全計画」が策定されました。これを受け、交通安全対策基本法第26条に基づき、「第11次加古川市交通安全計画」を策定しようとするものです。その中で、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指して、加古川市が取り組むべき施策を定める予定としています。

(2) 策定期期 令和4年1月

(3) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(4) 計画の方向性

- ・高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全確保
- ・歩行者、自転車の安全確保
- ・生活道路、踏切道における安全確保
- ・先端技術の活用促進
- ・データ分析に基づくきめ細かな対策の推進
- ・地域が一体となった交通安全対策の推進
- ・安全運行の徹底による重大な列車事故、利用者等の関係する事故の防止

(5) 策定の方法

国、県、加古川警察署、公共交通機関の関係者等で組織する加古川市交通安全対策会議を開催し、交通安全対策に係る様々な意見を聴取するとともに、パブリックコメント等を行い、計画を策定します。

(6) 策定のスケジュール

日程	内容
令和3年9月29日	第1回加古川市交通安全対策会議
令和3年11月頃	パブリックコメント実施
令和4年1月	第2回加古川市交通安全対策会議
令和4年1月末	計画策定